

事 務 連 絡
平成23年9月29日

福島県医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について
(その2)

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償の手続き等については、9月1日付け医政局指導課事務連絡において、連絡したところです。

本日、東京電力から、厚生労働省及び福島県の医療福祉関係団体宛てに、避難等区域内の医療福祉機関に対する原子力損害賠償金の支払いについての留意点等に関する文書が発出されました。当該文書の内容について、御了知いただきますとともに、貴管内の警戒区域、緊急時避難準備区域及び計画的避難区域に所在する医療機関に対し、周知していただきますようお願いいたします（別添参照）。

また、9月27日には、東京電力から、被害を受けた事業者（医療機関も含む。）に対して、賠償金の請求書類が発送されております。

貴県におかれましては、県内の医療関係団体とも緊密に連携・情報共有していただくとともに、常に各医療機関の経営状況に注視して、必要に応じて相談に応じるなど、医療機関に対する賠償金の支払いが円滑に行われるよう、適切な御対応をしていただきますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省医政局指導課企画法令係 米岡、山本
TEL : 03-5253-1111 (内線4133)
FAX : 03-3503-8562

平成23年9月29日

厚生労働省 御中

東京電力株式会社



避難等区域内の医療福祉等機関に対する原子力損害賠償金の支払いについて

政府による避難等の指示があった対象区域内の医療福祉等機関に対しては、原子力損害賠償紛争審査会が示した指針を踏まえ、下記のとおり迅速、公平かつ適正な賠償を行ってまいります。

記

1. 医療福祉等機関の皆さまへの賠償金のお支払いにつきましては、9月中に請求書用紙の発送および受付を開始し、10月の早い段階でのお支払い開始を目指します。
2. 賠償金の算定方法につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に示された考え方を踏まえ、被害を受けた皆さまのご負担を考慮し、過去の収支状況等による便宜的な算定方法をお示ししております。(別紙「医療福祉等機関における算定例」参照)
3. 賠償金のお支払いにあたり、被害を受けた皆さまとの賠償金額を確認するための書類(合意書)を取り交わさせていただきます。なお、当該合意の時点で把握できなかった、より正確な損害が合意後に明らかになった場合には、その差額分を後から追加請求していただくことは可能です。また、第1回目のお支払いは8月末までの損害を対象としていますが、9月以降の損害につきましても、3ヶ月毎に請求を受け付け順次お支払いしてまいります。
4. 今後の賠償金請求にあたってのお問い合わせにつきましては、福島原子力補償相談室(コールセンター)での電話(0120-926-404)受け付けを基本としておりますが、現地において説明会や相談会を開催するなど、請求書を記載するにあたってのお手伝いを丁寧に実施させていただきます。また、必要があれば個別にご訪問し、請求書の記載方法等のご相談をさせていただくことも可能ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

以上



平成 23 年 9 月 29 日

福島県原子力損害医療福祉関係団体連絡会
医療福祉関係団体各位

東京電力株式会社



避難等区域内の医療福祉等機関に対する原子力損害賠償金の支払いについて

政府による避難等の指示があった対象区域内の医療福祉等機関に対しては、原子力損害賠償紛争審査会が示した指針を踏まえ、下記のとおり迅速、公平かつ適正な賠償を行ってまいります。

記

1. 医療福祉等機関の皆さまへの賠償金のお支払いにつきましては、9月中に請求書用紙の発送および受付を開始し、10月の早い段階でのお支払い開始を目指します。
2. 賠償金の算定方法につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に示された考え方を踏まえ、被害を受けた皆さまのご負担を考慮し、過去の収支状況等による便宜的な算定方法をお示ししております。(別紙「医療福祉等機関における算定例」参照)
3. 賠償金のお支払いにあたり、被害を受けた皆さまとの賠償金額を確認するための書類(合意書)を取り交わさせていただきます。なお、当該合意の時点で把握できなかった、より正確な損害が合意後に明らかになった場合には、その差額分を後から追加請求していただくことは可能です。また、第1回目のお支払いは8月末までの損害を対象としていますが、9月以降の損害につきましても、3ヶ月毎に請求を受け順次お支払いしてまいります。
4. 今後の賠償金請求にあたってのお問い合わせにつきましては、福島原子力補償相談室(コールセンター)での電話(0120-926-404)受け付けを基本としておりますが、現地において説明会や相談会を開催するなど、請求書を記載するにあたってのお手伝いを丁寧に実施させていただきます。また、必要があれば個別にご訪問し、請求書の記載方法等のご相談をさせていただくことも可能ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

以上

医療福祉等機関における算定例

【具体的算定例】

「逸失利益計算の基礎額の算出」 → 「逸失利益額の計算」 のとおり。

【参考：中間指針で示された計算式との関係】

中間指針における「逸失利益」

$$= \{ (X : \text{本件事故がなければ得られたであろう収益}) - (x : \text{実際に得られた収益}) \} \\ - \{ (Y : \text{本件事故がなければ負担していたであろう費用}) - (y : \text{実際に負担した費用}) \} \\ = (X - x) - (Y - y)$$

(以上が中間指針で示された算定方法)

$$= (X - Y : \text{本件事故がなければ得られたであろう利益}) - (x - y : \text{実際に得られた利益})$$

(ここで「本件事故がなければ得られたであろう利益」を「過去の利益実績」に置き換える)

$$= \text{「過去の利益実績」} - \text{「実際に得られた利益」}$$

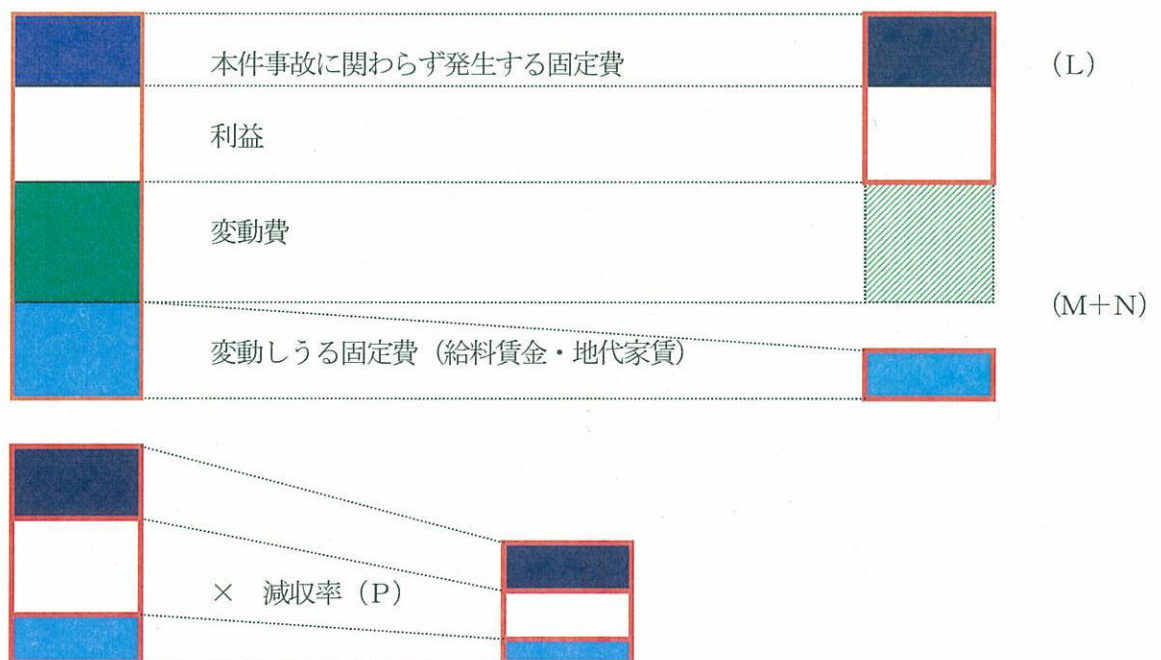
$$= \text{「過去の利益実績」} \times (1 - \text{「実際に得られた利益」} / \text{「過去の利益実績」})$$

(「固定費」を「利益実績」に加算し、利益ベースから収入ベースに)

$$= (\text{「過去の利益実績」} + \text{「支出を免れなかった固定費」} + \text{「事故に関わらず発生する固定費」})$$

$$\times (1 - \text{「実際に得られた収入」} / \text{「過去の収入実績」})$$

$$= (L + M + N) \times P$$



以上

【逸失利益計算の基礎額の算出】

項目		金額等
事業活動による収入高	A	1,979,969,008 円
補助金収入	B	円
減算 ⁱ 支出に含まれる変動費	医業費用	807,326,773 円
	医業外費用	533,492 円
		円
		円
		円
Bの合計金額	D	807,860,265 円
iを調整後の金額	E=A+B-D	1,172,108,743 円
減算 ⁱⁱ	支出に含まれる給料賃金	F 864,694,389 円
	支出に含まれる地代家賃	G 1,699,440 円
iiを調整後の金額	H=E-F-G	305,714,914 円
被災事業拠点割合 (*1)	I	100 %
被災事業拠点にかかる逸失利益計算の基礎額	J=H×I	305,714,914 円

※当該分類は、一法人の事例に基づく例示です。実際の支払に際しては、本件事故がなければ得られたであろう収入と実際に得られた収入との差額に該当するものであるか否か、本件事故により負担を免れた費用に該当するものであるか否かについて、実態に基づき判断させていただきます。

*1 避難地域の内側及び外側に複数の病院を経営されている場合は、避難地域の割合を計算していただくことになります。

損益計算書

科目	金額	
I 医業収益		
1入院診療収益	1,105,388,003	
2室料差額収益	60,188,000	
3外来診療収益	660,164,041	
4保健予防活動収益	59,667,013	
5受託検査・施設利用収益	3,688,724	
6その他の医業収益	84,388,023	
合計	1,973,483,804	
7保険等査定減	-4,571,026	1,968,912,778
II 医業費用		
1材料費		
(1)医薬品費	316,156,138	
(2)診療材料費	174,208,910	
(3)医療消耗器具備品費	4,951,510	
(4)給食用材料費	21,365,060	516,681,618
2給与費		
(1)給料	686,078,969	
(2)賞与	123,252,359	
(3)賞与引当金繰入額	55,363,061	
(4)退職給付費用	24,128,038	
(5)法定福利費	100,395,372	989,217,799
3委託費		
(1)検査委託費	19,001,312	
(2)給食委託費	0	
(3)寝具委託費	1,387,293	
(4)医事委託費	36,012,070	
(5)清掃委託費	14,192,537	
(6)保守委託費	7,560,306	
(7)その他の委託費	34,098,360	112,251,878
4設備関係費		
(1)減価償却費	209,386,231	
(2)機器賃借料	42,271,595	
(3)地代家賃	1,699,440	
(4)修繕費	8,706,000	
(5)設備保守料	12,302,781	
(6)固定資産税等	20,075,160	
(7)機器設備保険料	0	
(8)車両関係費	167,049	294,608,256
5研究研修費		
(1)研究費	1,757,177	
(2)研修費	2,445,285	4,202,462
6経費		
(1)福利厚生費	18,139,602	
(2)旅費交通費	3,594,852	
(3)職員被服費	503,082	
(4)通信費	2,938,724	
(5)広告宣伝費	4,634,027	
(6)消耗品費	19,856,493	
(7)消耗器具備品費	3,058,377	
(8)会議費	49,422	
(9)水道光熱費	43,466,172	
(10)保険料	2,271,292	
(11)交際費	817,729	
(12)請会費	1,211,712	
(13)租税公課	200,032	
(14)医業貸倒損失	0	
(15)貸倒引当金繰入額	796,112	
(16)雑費	6,888,626	108,426,254
7控除対象外消費税等負担額		33,826,892
8本部費配布額		13,400,212
医業利益(又は医業損失)		-103,702,593

A,Bに記載
1,979,969,008

Fに記載
給与・賞与・手当
864,694,389

Gに記載

III 医業外収益		
1受取利息及び配当金	206,280	
2有価証券売却益	0	
3運営費補助金収益	936,352	
4施設設備補助金収益	13,773,648	
5患者外給食収益	391,440	
6その他の医業外収益	9,728,438	25,036,158
IV 医業外費用		
1支払利息	35,563,061	
2有価証券売却損	0	
3患者外給食用材料費	173,186	
4診療費減免額	0	
5医業外貸倒損失	0	
6貸倒引当金医業外繰入額	0	
7その他の医業外費用	360,306	36,096,553
経常利益(又は経常損失)		-114,762,988
V 臨時収益		
1固定資産売却益	0	
2その他の臨時収益	52,793,600	52,793,600
VI 臨時費用		
1固定資産売却損	0	
2固定資産除却損	160,292	
3資産に係る控除対象外消費税等負担額	6,194,528	
4災害損失	0	
5その他の臨時費用	1,260,928	7,615,748
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		-69,585,136
法人税、住民税及び事業負担額		80,320
当期純利益(又は当期純損失)		-69,665,456

臨時項目は1回きりの事象であり、原則計算対象外

Cに記載

医業費用
807,326,773
医業外費用
533,492

- : 本件事故により減少した収入と想定されるため、補償対象となる収入に含めている
- : 事故の有無にかかわらず発生する収入と想定されるため、補償対象となる収入に含めていない
- : 給与等(賃借料)は、支払の状況により法人、従業員(貸主)のいずれかに補償
- : 本件事故後も発生する費用と想定されるため、免れた費用に該当せず減算していない
- : 本件事故により減少する費用と想定されるため、免れた費用として減算している(ただし、本件事故後も、支出が継続している費用については減算不要となります。)

【逸失利益の計算】

項目		記入方法	金額等	
対象となる事業所にかかる逸失利益計算の基礎額		J 請求明細D-1より転記	305,714,914 円	
被災事業拠点にかかる逸失利益の計算	対象月数 (1ヶ月未満切り上げ)	K	6 ヶ月	
	対象期間におけるJの金額	L J ÷ 12ヶ月 × K	152,857,457 円	
	加算 iii	対象期間中に支払った給料賃金(*1)	M	240,000,000 円
		対象期間中に支払った地代家賃	N	849,720 円
	iiiを調整後の金額	O L+M+N	393,707,177 円	
	減収率 (0%~100%)	P D-2別紙より転記	70 %	
	減収となった金額 (*2)	Q O × P	275,595,024 円	
	1ヶ月あたりの最低補償額	R	50,000 円/月	
	逸失利益に関する最低補償額	S R × K	300,000 円	
	逸失利益額	T QとSのいずれか大きい方	275,595,024 円	

対象期間は、平成23年3月11日～平成23年8月31日とし、6ヶ月としております。

対象期間(平成23年3月11日～平成23年8月31日)中に被災事業拠点にかかる分につき実際にお支払いになった金額をご記入いただくことになります。
給与台帳及び給料賃金にかかる出金資料(金融機関の振込明細等)に基づき記載していただきます。

対象期間(平成23年3月11日～平成23年8月31日)中に被災事業拠点にかかる分につき実際にお支払いになった金額をご記入いただくことになります。
賃貸借契約書及び賃料の出金資料(金融機関の振込明細等)に基づき記載していただきます。

対象期間中について以下の仮定に基づき減収率を計算しております。
①本件事故後外来診療のみ実施し、入院については7月以降受入れ開始。ベッド数の2割が入院している状況。
②入院以外の収益等(外来診療その他)については、昨年同期比の6割程度の収益を上げている状況。
※実際のご請求時には、各医療機関の実態に基づいた減収率を計算していただくことになります。

<重要な前提>

- *1 対象期間中に支払った給料賃金は、昨年実績(6ヶ月分/約4億円)の6割程度として計算しております。
*2 減収率の算定にあたっては、昨年実績と比較し、収入が7割程度落ち込んでいるものとして計算しております。

【逸失利益の計算】

項目		記入方法	金額等	
対象となる事業所にかかる逸失利益計算の基礎額		J 請求明細D-1より転記	305,714,914 円	
被災事業拠点にかかる逸失利益の計算	対象月数 (1ヶ月未満切り上げ)	K	6ヶ月	
	対象期間におけるJの金額	L J÷12ヶ月×K	152,857,457 円	
	加算 iii	対象期間中に支払った給料賃金	M ※1	240,000,000 円
		対象期間中に支払った地代家賃	N ※1	849,720 円
	iiiを調整後の金額	O L+M+N	393,707,177 円	
	減収率 (0%~100%)	P D-2別紙より転記	100 %	
	減収となった金額	Q O×P	393,707,177 円	
	1ヶ月あたりの最低補償額	R	50,000 円/月	
	逸失利益に関する最低補償額	S R×K	300,000 円	
	逸失利益額	T QとSのいずれか大きい方	393,707,177 円	

対象期間は、平成23年3月11日～平成23年8月31日とし、6ヶ月としております。

対象期間(平成23年3月11日～平成23年8月31日)中に被災事業拠点にかかる分につき実際にお支払いになった金額をご記入いただくことになります。給与台帳及び給料賃金にかかる出金資料(金融機関の振込明細等)に基づき記載していただきます。

対象期間(平成23年3月11日～平成23年8月31日)中に被災事業拠点にかかる分につき実際にお支払いになった金額をご記入いただくことになります。賃貸借契約書及び賃料の出金資料(金融機関の振込明細等)に基づき記載していただきます。

対象期間中全て休業していたと想定し、減収率は100%としております。事業再開後は、実際の減収率に基づいて逸失利益額を計算していただくことになります。

合意書

【請求者さまの情報】

請求者	氏名 (法人等の場合はその名称)	
	住所	
	電話	
代表者 (法人等の場合)	氏名	フリガナ

【補償対象期間】

自	平成	年	月	日
至	平成	年	月	日

請求者は、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故に伴い、請求者が請求した上記補償対象期間に被った損害に関する補償金については、結果通知書番号XXXXXXXXX-1-XXの算定明細書の各記載金額とし、当社に関する算定額及び今回の受領額等(①～③)が以下のとおりとなることについて合意します。

今回の算定額 円 ①

今回の算定額(①)から、今回精算する仮払補償金の合計額(②)を控除した金額を、今回の受領額(③)として、私が指定した口座に振り込んでください。

今回精算する仮払補償金 円 ②

今回の受領額 円 ③ = ① - ②

なお、上記算定明細書記載の各補償項目のうち、***のある項目は本合意の対象外です。

以上

合意日付	(請求者氏名(法人等の場合は商号・屋号)) (法人等の場合 代表者氏名)
平成 年 月 日	

